

横浜中華街お食事引換券 ご利用案内

(ご利用者様向け)

名称	横浜中華街 お食事引換券
発行元	当社（旅行者・発行者）
販売・ご利用対象	当社とお取引の法人・団体、受注型・募集型企画旅行参加者、手配旅行の契約者（お客様）
利用可能店舗	当社が事前に案内書面やMAPに記載・設定した店舗
対象サービス	当社事前指定の店舗が提供する飲食メニュー、コース料理、商品（食品・物品）、各種サービス ※店舗により除外メニュー等あり
お食事券発行後の 利用方法	方法1： お客様が当社に対し、事前に指定店舗やサービスを予約して利用（予約利用） 方法2： 当社が事前設定（旅行案内書面やMAPに記載）した複数の指定店舗やサービスを利用者が当日選択して利用（フリータイム利用） 方法3： ご利用金額が設定券面額を超える場合、指定店舗が定める方法で不足分の金額を利用者が会計時に追加支払することで利用可能 利用方法1・2の手続きなしに利用者が直接指定店舗でサービスを受けることはできません。
設定券面額 （販売金額）	①1,000円券 ②500円券 ③任意の額面 3種類 （1,100円） （550円） （額面+10%）
券面種類	A：お食事引換券（旅行・宿泊・観光商品用） B：ギフト券
有効期限	A＝ご旅行期間中の指定日 B＝発行者が設定の期日（但し、発行日より6ヵ月以内）
ご注文方法	（旅行者・発行者規定による）
ご注文期限	（旅行者・発行者規定による）
ご入金方法・期日	（旅行者・発行者規定による）
お食事券の発送	（旅行者・発行者規定による）
払戻し（返金） 再発行	◎以下の場合に払戻し（返金）に対応いたします ・未使用のお食事券が有効期限内に当社に返却された場合 ・当社が払戻し（返金）の対象と認めた場合 ・返金額は振込手数料を差引いた券面額となります ✖以下の場合の払戻し（返金）および 再発行はありません ・有効期限超過、ご利用者様都合による不使用、紛失、盗難の場合（混雑・満席等の場合も含む） ・お食事券ご利用の旨を入店、注文時に店舗へ伝達または提示せずご精算された場合 ・ご利用金額がお食事券額面以下の場合の差額（おつり） ・返送されたお食事券が著しく汚損または偽造と認識された場合 ・紛失、盗難等利用者都合による再発行はありません
その他	このお食事券およびギフト券の発行、システムにつきましては 資金決済法対象外です。